認証業務研修規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）有機認証業務規程第２８条第１項により、認証の業務に従事する者の研修等に関する必要な事項を定めるものである。

（研修の対象）

第２条　認証業務研修（以下「研修」という。）の対象は、認証の業務に従事する者（検査員、判定員及び認証部員）とする。なお、理事長は、適切な認証業務の維持のために、認証部員のもとで事務を執る者にも同等の研修を受けることを奨励するものとする。

（研修の実施）

第３条　研修は、理事長が主催し、少なくとも年１回は実施するものとする。

２　理事長は、「日本農林規格等に関する法律（以下「ＪＡＳ法」という。）」及び関係法令、日本農林規格、認証の技術的基準等が変更された場合は、適切な認証業務の維持をはかるため、速やかに研修を実施する。ただし、書面の回付等をもって変更内容の周知徹底が図れると理事長が判断した場合は、研修会を開催しなくてもよいものとする。

（研修の方法）

第４条　研修の実施場所は、原則として認証業務を行う事務所とする。なお、必要に応じて現地研修等、地方に分けて開催することができるものとする。

２　講師は、原則としてこの法人の役職員が行うが、必要に応じて外部講師を招聘することができるものとする。

３　理事長は、一般社団法人日本農林規格協会等他の団体が主催する研修・講習会をこの研修とみなすことができるものとする。

４　理事長は、研修の対象者が、この法人が開催する当該年度の認証業務研修に参加できなかった場合、農林水産省の委託事業等で行われる研修等を受けることにより、必要な研修を受けたとみなすことができるものとする。

（研修の内容）

第５条　研修の内容は、原則として次に掲げるとおりとする。

（１）ＪＡＳ法及び関連法令

（２）日本農林規格

（３）認証の技術的基準

（４）有機認証業務規程、認証業務諸規程

（５）検査又は判定の手順

（６）その他認証業務を行う上で必要な事項（機密保持、心構え等）

（研修記録の保持）

第６条　認証業務に従事する者の資格、研修及び実務経験については、次に掲げる事項に関する記録を保持し、常に最新の状態に維持するものとする。

（１）氏名及び住所

（２）雇用主及び役職

（３）学歴及び専門的資格

（４）登録分野における経験及び教育訓練

（５）直近の記録更新日付

（６）力量の評価及びパフォーマンスの監視

（７）認証機関内における権限

（規程の変更）

第７条　この規程の変更は、理事会の決議を得なければならない。

（補則）

第８条　この規程に定めのない事項については、必要に応じて理事会の決議により、別に定める。

（附則）

１．この規程は、平成１８年３月１０日より施行する。

２．平成２４年８月３０日一部改訂（この一部改訂は平成２４年９月９日より施行する）。

３．平成２５年９月８日一部改訂（この一部改訂は平成２５年９月８日より施行する）。

４．平成３０年１２月１６日一部改訂（この一部改訂は平成３１年４月１日より施行する）。